

令和7年度葛飾区社会的養護経験者自立支援事業のご案内

【支度金支援】

葛飾区では児童養護施設や里親の元から離れた後、自立に向けた暮らしをするために必要となる費用の一部を支援する「葛飾区社会的養護経験者自立支援事業」（自立時の支度金）を実施します。

1. 支度金

1 支給対象者

中学校卒業以上の年齢で、進学または就職のために以下のいずれかに該当される方

- 葛飾区内の児童養護施設・里親・ファミリーホームを委託措置解除となる方
- 葛飾区児童相談所が措置した方で、葛飾区外の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームを措置解除となる方、または葛飾区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除となる方

2 支給の条件

以下の全てに該当すること

- 進学や就職のため、一人暮らし等をはじめめる。
- 親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している。
- 入所していた施設の長や里親などの推薦が受けられる。（推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、葛飾区児童相談所長が推薦します。）

※他自治体から本支度金と同種の給付金等を受けている場合は、本支度金の対象にはなりません。

※生活保護の扶助を受けている場合は、本支度金の対象にはなりません。

3 支度金の支給対象となる経費

一人暮らし、進学、就職などの準備に必要な経費

【例】・居住する住居の契約時に要する敷金、礼金、家賃等

- ・生活に必要な家具、家電、衣類、日用品等の購入
- ・進学や就職にあたって必要となる物品等の購入（パソコン、スマートフォンなど）

措置解除日の前後6か月で購入したものが対象となります。

4 支給額

上限20万円まで（自立時に1度限り）

2. 手続きの流れ

① 申請書類提出

以下の書類を葛飾区に提出してください。

- 葛飾区社会的養護経験者自立支援事業申請書（本人記入）
 - 葛飾区社会的養護経験者自立支援事業申請者推薦書（推薦者記入）
- ※この他にも書類の提出を求める場合があります。

② 審査

葛飾区が提出書類を審査し、支給の可否を決定します。

③ 審査結果通知

審査結果を申請者本人および推薦者へ通知します。

④ 請求書等提出

以下の書類を葛飾区に提出してください。

- 葛飾区社会的養護経験者自立支援事業支度金請求書

⑤ 振込

葛飾区から交付決定者本人の口座に、決定した額を振り込みます。

⑥ 実績報告書類提出

葛飾区が指定する日までに、以下の書類を提出してください。

- 葛飾区社会的養護経験者自立支援事業支度金実績報告書
- 支払いを証明する書類

⑦ 清算金の返還

実際の支払い金額が、支給金額よりも少ない場合は、清算金を、葛飾区が指定する日までに返還してください。

《注意》

交付決定を受けた方が、偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合、また、実績報告書が期限までに提出されなかった場合は、交付決定を取り消し、支度金を返還していただくことがあります。

申請スケジュール

令和7年度の最終申請期限：令和8年（2026年）2月27日（金）【必着】

書類の不備等がある場合は振込に時間がかかります。できるだけ速やかに申請してください。

年度をまたいで費用の支払いがあり、まとめて申請したい方（例えば、令和8年4月1日からの一人暮らし開始のための費用の支払いを、3月から4月にかけて予定している場合）は、令和8年度の申請も可能です。

担当（問合せ・申請書送付先）

葛飾区児童相談部児童相談課 事業係

住所：〒124-0012 東京都葛飾区立石2 - 30 - 1

TEL：03-5698-0303

電子申請：以下のURL又はQRコードから申請ください。

URL： <https://logoform.jp/form/Ehiz/985044>

QRコード：



※メールでの申請は受付けていませんのでご注意ください。

郵送の際に切り取ってご使用ください

〒124-0012

東京都葛飾区立石2 - 30 - 1

葛飾区児童相談部児童相談課 事業係 行
（社会的養護経験者自立支援事業担当）